

## 衆議院赤坂議員宿舎整備等事業に関する基本協定書（案）

衆議院赤坂議員宿舎整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）と[ ]グループの構成員である[ ] [ ] [ ]及び[ ]（以下総称して「乙」といい、その各自を指す場合には「各構成員」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する、現在の衆議院赤坂議員宿舎等の解体及び撤去、仮宿舎の提供及び維持管理、新しい衆議院赤坂議員宿舎（以下「新宿舎」という。）の設計及び建設、「新宿舎」の甲に対する譲渡、「新宿舎」の維持管理及び運営支援並びに以上にかかる資金調達とこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

### （甲及び乙の義務）

第 2 条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続きにかかる審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

### （事業予定者の設立）

第 3 条 乙は、本基本協定締結後、平成 15 年 [ ] 月 [ ] 日までに、事業予定者を商法上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、各構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、かつ、事業予定者への出資者は、各構成員に限られるものとする。

3 乙は、事業予定者の設立後速やかに、各構成員の持株数を甲に報告するものとする。

(株式の譲渡等)

第 4 条 各構成員は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。ただし、各構成員が他の各構成員に事業予定者の株式を譲渡する場合には、甲への事後の通知で足りるものとする。

2 各構成員は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第 5 条 乙は、事業予定者をして、施設整備にかかる業務を [ ] に、維持管理にかかる業務を [ ] に、運営支援にかかる業務を [ ] に、代替施設提供にかかる業務を [ ] にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、本基本協定締結後平成 15 年 [ ] 月 [ ] 日までに、前項に定める施設整備、維持管理、運営支援及び代替施設提供の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後その写しを甲に提出するものとする。

3 [第 1 項により事業予定者から施設整備、維持管理、運営支援及び代替施設提供の各業務を受託し又は請け負う者であり、かつ構成員である者の名称が入ります] は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

第 6 条 甲及び乙は、事業契約を、本基本協定締結後平成 15 年 [ ] 月 [ ] 日までに、甲と事業予定者間で締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為)

第 7 条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第 8 条 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、

すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため、本基本協定書を [ ] 通作成し、甲及び各構成員が、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 15 年 [ ] 月 [ ] 日

発注者

支出負担行為担当官

衆議院庶務部会計課長 [ ]

[ ]

代表取締役

[ ]

代表取締役

[ ]

代表取締役